AC　地方創生推進交付金事業に係る経費に充てるため平成 28 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AD ＝ 0.0131

AE　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 102 条第 1 項第 2 号に掲げる場合（平成 28 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年台風第 15 号及び令和元年台風第 19 号による災害に係る災害廃棄物処理対策並びに平成 28 年熊本地震及び平成 30 年 7 月豪雨による災害に係る中小企業等グループ施設等復旧整備対策に限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成 30 年 7 月豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策にあつては、「平成三十年度補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」に基づき発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）に係る元利償還金

AF_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、集約化・複合化事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AG_{29} ＝ 0.0011

AG_{30} ＝ 0.00105

$AG_{元}$ ＝ 0.00064

AH　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業及び立地適正化事業に係る経費に充てるため平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AI ＝ 0.0007

AJ_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業、立地適正化事業及びユニバーサルデザイン化事業（義務教育施設の大規模改造事業分を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に

AC_n　地方創生推進交付金事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AD_{28} ＝ 0.0007

AE　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 102 条第 1 項第 2 号に掲げる場合（平成 28 年熊本地震による災害に係る災害廃棄物処理対策及び中小企業等グループ施設等復旧整備対策に限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金

AF_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、集約化・複合化事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AG_{29} ＝ 0.0011

AG_{30} ＝ 0.00105

AH_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業及び立地適正化事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AI_{29} ＝ 0.0007

AJ_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用事業、立地適正化事業及びユニバーサルデザイン化事業（義務教育施設の大規模改造事業分を除く）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額